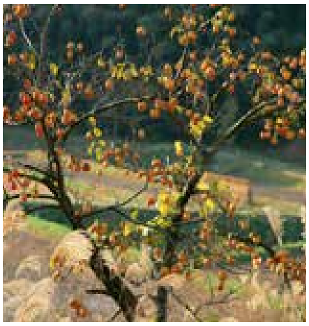

インスピレーションになろう

第2352号

高知東ロータリークラブ 週報

11月14日.2018

本日　11月14日㈬12:30　ザ クラウンパレス新阪急高知
ゲストスピーチ
「子育て家族の笑顔」
子育て応援ZEROSAI 代表 井上真由美 氏

次週　11月21日㈬12:30　ザ クラウンパレス新阪急高知
ゲストスピーチ
「高知みらい科学館の目指すもの」
高知みらい科学館 館長 髙橋　信裕 氏

第2398回　例会報告／平成30年11月７日　天候　晴

◇ロータリーソング
「君が代」
「四つのテスト」

◇会　長　挨　拶

皆さま、こんにちは。ちょっと風邪を引いて、声がおかしくなっています。諺で「災いと楽しいことは交互にやってくる」と言いますが、これは全く嘘で、私には不幸がまとめてやってきました。

28日、携帯電話を紛失。３日、南ＲＣの創立60周年でしたが、熱があり途中退席。家に帰って、新しい携帯電話に自分の好きなパスワードを入れたところ、５日の朝、そのパスワードをすっかり忘れてしまいました。iPhoneはすごいもので、適当に押すと「１分後に押してください」次は５分後、15分後、と順番に押すと最後は１時間後に押してくださいとなって、最終的に全く動かなくなりました。娘に頼んでキタムラカメラで初期化を図ってもらい、ようやく復活しました。４日に、再び熱が出て、無理を言って久病院さんで点滴を打ってもらいました。６日、ベッドの枕をつついていたら今度はぎっくり腰になり、大変な１週間でした。

例会で、諸先輩や皆さんの中で会長挨拶をするのはとても難しいことですが、最近、一つ、自分が正しかったと思ったのは、先々週辺りの日経新聞にこんな記事が載っていました。村上春樹さんの「騎士団長殺し」という本があります。村上さんは皆さんもご存知のノーベル賞候補の作家ですが、ニューヨークの評論家が「400ページで書けるものを、なんで700ページで書いたんだ。村上さんほどの小説家が、あんな本を出すとは夢にも思わなかった」と。私も、読んで疑問を感じていましたので、この評論家の意見を見て、自分は正しかったと思いました。

また、小林秀雄と岡　潔の対談集の中に「不易流行」という言葉があります。これは、皆さんも会社などでよく使う言葉だと思いますが、私はその意味を「変えてはいけないことは変えてはいけない。変えなければいけないことは変えないといけない」だと理解していました。しかし、そうではなくて、もともとは松尾芭蕉が「奥の細道」の旅の中で見いだしたもので、不易というのは伝統でも何でもない。小さいときの原点に残る記憶、その中の言語の記憶である。そこに立ち返るのが不易である。と言っています。

ただ、私には、全く理解できません。もし、興味があれば小林秀雄と岡　潔の「人間の建設」という対談集を読んでいただければと思います。頭の中が真っ白になるような本です。

本日の卓話は、「軽減税率に関して」と題して高知税務署法人課税第一部門統括国税調査官の井上様からお話を伺います。よろしくお願いします。

◇来訪ロータリアン
セントアンドリュースＲＣ
OLIVER BJORKSTEN 氏

◇11月の会員祝日（敬称略）

● 会員誕生日
西山　忠利
別役　重具
寺尾　正生
中越　貴宣

● 配偶者誕生日
関　紀久子　　水上　由美　　松野　壽子

● 家庭記念日
田内　正文　　福岡満喜子　　武吉　佳月
岡本　淳一　　松野　宏司

● 入会記念日
野町　和也　　中越　貴宣　　松﨑　郷輔
西森　　大　　中西　克行

◇幹　事　報　告

・来年１月19日、15時より日航高知旭ロイヤルホテルでＩＭが開催されます。登録締切は12月11日です。岡本副幹事が報告を行いますので、多くの皆さんが参加して、応援をお願いします。
・本日例会終了後、理事会を行います。
・ＳＡＡからの要請です。服装のサマータイムは10月で終わりました。そろそろ服装に関しては、ご一考願いますとのことです。

◇ゲストスピーチ　　高知税務署法人課税第一部門統括国税調査官　井上　順次 氏

「軽減税率について」

11月６日の定例会で高知税務署法人課税第一部門・井上統括官を講師とした「軽減税率制度・インボイス制度」についての研修がありました。

研修内容の概略は以下のとおりです。

なお、時間の都合で説明できなかった項目について、追加記載しております。

１．軽減税率制度 概要

軽減税率制度の実施時期は、消費税率の引上げと同時の平成31年（2019年）10月１日である。

税率は標準税率が10％、軽減税率は８％で、８％の内訳は、消費税6.24％、地方消費税1.76％で、これは現在の税率の８％の内訳が消費税6.3％地方消費税1.7％のため、税率は同じ８％でも内訳が異なる。

このため、特に税率引上げ移行直後等の経理処理においては、現行の税率分と軽減税率分を区分しておく必要がある。

２．軽減税率の対象品目

軽減税率の対象品目は「酒類・外食を除く飲食料品」と「週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」である。

軽減税率の対象となる新聞とは、定期購読契約に基づき購読される新聞で、週２回以上発行されるものであり、自宅などに配達される新聞等が軽減税率の対象となる。

コンビニ等で購入する新聞は、毎日発行されている新聞でも定期購読でないため、軽減税率の対象にならない。

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（一体資産を含む）、すなわち人の飲用又は食用に供されるものをいい、「飲食料品」の中でも軽減税率の対象に「該当するもの」、「該当しないもの」に区分される。

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時に判定するため、販売者が人の飲用又は食用に供されるものとして販売した場合には、購入した顧客が、それ以外の目的で購入した場合や

それ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

標準税率10%の対象となる「飲食料品」は、「酒類」、「外食」や「ケータリング等」は、軽減税率の対象ではなく、標準税率10%の対象となる。

ケータリング等には例外があり、「有料老人ホーム等が行う飲食料品の提供」などは、一定の要件のもと軽減税率の対象となる。

「テイクアウト・宅配等」については、単なる飲食料品の譲渡に該当するので軽減税率の対象となる。

「医薬品・医薬部外品等」は、食品表示法上、食品に該当しないため、軽減税率の対象とはならない。

通常、食品や飲料を販売する際の容器や包装材料に関する取扱いについて、例えばペットボトルに入ったお茶を販売する際に使用されるペットボトルなど、その販売に付帯して通常必要な容器や包装材料であれば容器や包装材料を含めたところで「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

なお、贈答用のラッピングなど包装材料等について、別途対価を定めているような場合の容器や包装材料の譲渡は「飲食料品の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象にならない。

よくある質問として、ペットボトルのお茶について、販売者が販売する際は「お茶」全体が軽減税率の対象となるため、製造者が行う容器としてのペットボトルの仕入れも、軽減税率の対象となるのかというものがあるが、消費税は取引課税で、「売り」と「仕入れ」は別の取引であり、適用税率の判定も別となる。

ペットボトルの仕入は、包装材料等の販売者が行う容器そのものの販売になり、軽減税率の対象とはならずに、標準税率10%が適用される。

一体資産については、軽減税率の対象となるものと、標準税率10%が適用されるものがある。

一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子のほか、通常必要なものでない容器包装等、例えば、容器が食器や装飾品として利用できるガラス食器等に食品を入れて販売するようなもので、これに一の商品として価格を提示している場合の商品が、一体資産に該当する。

この一体資産は、一つの税率が適用され、原則として標準税率10%が適用されるが、一定の要件を満たすもの、具体的には、①「税抜価額が1万円以下」かつ、②「食品の価額の占める割合が3分の2以上」の場合は、全体が飲食料品として軽減税率の対象となる。

軽減税率の対象とされない「外食・ケータリング等」について、「外食」とは、「飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」をいい、典型的な例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が該当する。

ただし、飲食店業等が行うものであっても、いわゆるテイクアウト（持ち帰り）は、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象となる。

また、「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定する。

大半の飲食料品が持ち帰りであることを前提として営業している店舗の場合、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」などの文言を記載した看板等をレジ付近にて掲示して意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行っても問題はない。

「ケータリング等」とは「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」をいい、典型的な例としては、企業が会議室でパーティーを行う場合に、その会場で料理を加熱、配膳し、提供するような事例が該当する。

なお、出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象である。

３．帳簿及び請求書等の記載と保存
（区分記載請求書等保存方式）

平成31年10月１日から平成35年９月30日までの期間の「仕入税額控除の要件」については、区分経理に対応した「帳簿」及び「区分記載請求書等」の保存が必要となる。

帳簿の記載事項は、現行制度では、①「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、②「取引年月日」、③「取引の内容」、④「対価の額」で、区分記載請求書等保存方式では、現行制度の記載事項①～④欄に加え、⑤「軽減税率の対象品目である旨」を追加して記載することとなる。

請求書等の記載事項は、現行制度では、①「請求書発行者の氏名又は名称」、②「取引年月日」、③「取引の内容」、④「対価の額」、⑤「請求書受領者の氏名又は名称（小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者は記載を省略できる。)」で、区分記載請求書等保存方式では、現行制度の記載事項①～⑤に加え、⑥「軽減税率の対象品目である旨」、⑦「税率ごとに合計した税込対価の額」の２点を追加して記載することとなる。

なお、仕入先から交付された請求書等に、⑥「軽減税率の対象品目である旨」や⑦「税率ごとに合計した税込対価の額」の記載がない時は、そのままでは仕入税額控除ができないことから、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引に基づき追記することができる。

具体的な帳簿及び区分記載請求書等の記載例について、

請求書は、追加項目の１点目、「軽減税率の対象品目である旨」の記載について、軽減対象の飲食料品には、「※」を付し、請求書の下の余白等に「※は軽減税率対象品目」など、その記号が「軽減税率の対象品目である旨」を表記する。

この他、違う記号「☆（ほし印）」などで「軽減税率の対象品目である旨」を表記することもでき、その場合は、その記号が軽減税率の対象品目を示すことを明らかにしておく必要がある。

「軽減税率の対象品目である旨」の記載に関しては、この他に、「同一請求書内で、商品を税率ごとに区分して記載する方法」や「税率ごとに請求書を分けて発行する方法」もある。

請求書の追加項目の２点目、「税率ごとに合計した税込み対価の額」については、税率ごとに区分して税額計算が必要となるため、記載が必要となる。

なお、請求書には、個々の商品名の記載が必要となるが、中小規模の小売店等で使用されているような多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば問題はない。

帳簿は、軽減税率対象品目の売上げ、仕入れには、「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要となる。

「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、請求書と同様に、軽減税率の対象を示す記号などを記載する方法があり、この他に、税率区分欄を設けて、税率を記載することや、税率コードを記載する方法もある。

４．適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入

平成35年10月１日以降は、「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度)」（※以下「インボイス制度」という）が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

仕入税額控除の方式は、平成31年10月１日から平成35年９月30日までの間は「区分記載請求書等保存方式」、平成35年10月１日からは、「インボイス制度」が導入される。つまり２段階に渡って請求書等への記載事項が変更されることとなる。

「インボイス制度」の導入は、平成35年10月としばらく先だが、請求書の様式の変更などに伴うシステムの改修等は、コストも時間もかかるため、「区分記載請求書等保存方式」への対応と「インボイス制度」への対応と２段階に分けて行うのではなく、インボイス制度への対応を見据えて一度にまとめて行い、二重投資を避けるなど、自社の事業計画と照らし合わせながら、対応について検討いただきたい。

インボイス制度のポイントは、全部で３つ。

１つ目のポイントは、平成35年10月１日以降は、「区分記載請求書等」の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。

つまり、買手は、売手から「適格請求書」を受け取って保存しなければ、仕入税額控除を行うことはできない。

「適格請求書」とは、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう。

ポイントの２つ目は、「適格請求書発行事業者登録制度」について。

仕入税額控除の要件となる適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があり、消費税の課税事業者でなければ、登録を受けることはできない。

適格請求書発行事業者の登録後は、税務署から「登録番号」等が通知され、通知される登録番号は、法人は、アルファベットの大文字Ｔと法人番号で、個人は、アルファベットの大文字Ｔと、13桁の数字（この13桁の数字は個人番号とは別の数字）になる。

登録申請のスケジュールは、インボイス制度は、平成35年10月１日から導入されるが、登録申請書は、その２年前の平成33年10月1日から提出可能である。

なお、インボイス方式導入初日である平成35年10月１日から登録を受けるためには、原則として、その６か月前の平成35年３月31日までに登録申請書を提出する必要がある。

注意点として、税務署の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り、消費税の納税義務が免除されない。

ポイントの３つ目は、請求書等の記載事項。

適格請求書の記載事項は、①「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」、②「取引年月日」、③「取引内容（軽減税率の対象品目である旨)」、④「税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」、⑤「消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ)」、⑥「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」で、「区分記載請求書」から追加されるのは、①のうち登録番号、④のうち適用税率、⑤の消費税額等である。

請求書等への記載事項は、平成31年10月からの「区分記載請求書等保存方式」においては、「軽減税率の対象品目である旨」、「税率ごとに合計した税込対価の額」の記載が必要となり、インボイス制度では、それに加え、「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が必要となる。

５．軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度が、中小企業庁により設けられている。申請期限に注意し、活用を検討いただきたい。

なお、この補助金に関する問合せは、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ、又は専用ダイヤル（0570－081－222)【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）に問い合わせいただきたい。

６．軽減税率制度に関するお問合せ先

インボイス制度を含む軽減税率制度に関する問い合わせについては、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター)」の専用ダイヤルがあるので活用いただきたい。（専門ダイヤル：0570－030－456【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く))

高知南ＲＣ創立60周年記念式典

2018年11月３日㈯　於：ザ クラウンパレス新阪急高知

猿田隆夫会員「日本医師会最高優功賞」受賞

2018年11月１日㈭　於：東京・日本医師会館

（前列左から２人目が本庶先生）

◇出席率報告

	総数	出席	欠席	メイクアップ	HC出席率	出席率
11月７日	$^{-3}$54	37	7	7	68.52%	86.27%
10月24日	$^{-3}$54	43	0	8	79.63%	100%

ニコニコ箱

● 山﨑啓輔（高知西ＲＣ）地区大会の時の写真、本当にありがとうございます。記念として大切に保存させていただきます。

● 寺尾正生　誕生日ありがとうございました。

● 松本隆之　井上様、本日は貴重な卓話ありがとうございました。私事ですが、髪を染めて少しだけ若返りました。

● 前田　博　南ＲＣ60周年記念式典、欠席のお詫び。

● 別役重具　50周年写真お礼。久し振りに井出さんの元気な姿を拝見しました。誕生日祝いお礼。71歳になります。

● 猿田隆夫　11月１日の「いい医療の日」に東京駒込の日本医師会館で「日本医師会最高優功賞」を受賞しました。23年間携わってきました医師会医学雑誌の編集・発刊が評価され、うれしい限りでした。その上、なんとノーベル賞受賞者の本庶先生と同時受賞で感激いたしました。祝宴では、本庶先生はすぐにお帰りになるとのことでしたので、ちゃっかり外国人ドクターに混じって記念写真を撮っていただきました。会報に記念写真を掲載させていただきます。

● 中越貴宣　誕生祝いと入会祝いありがとうございます。今年度はプログラム委員長を仰せつかっておりますが、会員の皆さまに卓話をお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

● 武吉佳月　家庭記念日のお祝いをありがとうございます。

● 岡本淳一　結婚して18年。何とか幸せに生活しています。家庭記念日のお礼です。ありがとうございました。

● 松野宏司　家庭記記念日祝いと家内の誕生祝いを頂きました。ありがとうございました。

● 福岡満喜子　結婚記念日のお祝いありがとうございました。今から遡ること50余年の新婚旅行中の早朝にたたき起こされ帰高しました。高校野球四国大会中で、土佐が春の選抜に出場できるチャンスだったのです。その年、主人は家業を継ぐため帰省し、土佐の野球部のコーチをしていました。甲斐あってか、土佐高は翌年の春の選抜大会で準優勝しました。その大会限定で、主人が監督として指揮をとりました。

● 野町和也　今後ともよろしくお願いします。入会祝いお礼。

● 中西克行　入会祝いありがとうございます。４回目の入会記念日です。これからもよろしくお願いいたします。

● サロンイースト協力金として　いつもありがとうございます。

◇遅刻・早退　１件

■高知東ＲＣ当面の日程

11月28日㈬　第４回クラブ協議会
　　　　　　役員会
12月５日㈬　五大奉仕中間発表・年次総会
　　　　　　定例理事会
12月19日㈬　忘年夜間例会（ラ・ヴィータ）
　　　　　　役員会
12月26日㈬　ロータリー休日

2019年
１月２日㈬　休会（国民の祝日）
１月９日㈬　時間変更例会
　　　　　　（ザ クラウンパレス）
　　　　　　定例理事会
１月19日㈯　高知第Ⅰ分区・第Ⅱ分区Ｉ.M.
　　　　　　（高知ロイヤルRC･ホテル日航高知旭ロイヤル）
１月30日㈬　役員会
２月６日㈬　観梅夜間例会（得月楼）
　　　　　　定例理事会
２月10日㈰　PETS・DTTS
　　　　　　（徳島グランヴィリオホテル）
２月13日㈬　ロータリー休日
２月27日㈬　役員会

■例会変更のお知らせ

高知南ＲＣ　11月８日㈭　11月３日㈯周年式典に振替
高知西ＲＣ　11月９日㈮　４ＲＣ合同夜間例会に振替
高知ロイヤルＲＣ
　　　　　　11月13日㈫　４ＲＣ合同夜間例会に振替
高知北ＲＣ　11月19日㈪　定款第８条第１節により休会
高知ロイヤルＲＣ
　　　　　　11月20日㈫　定款第８条第１節により休会
香長ＲＣ　11月20日㈫　29日㈭に変更
高知中央ＲＣ　11月22日㈭　定款第８条第１節により休会
高知南ＲＣ　11月22日㈭　ロータリー休日
高知ロイヤルＲＣ
　　　　　　12月４日㈫　ロータリー休日
高知北ＲＣ　12月17日㈪　クリスマス夜間例会
高知南ＲＣ　12月20日㈭　年内最終夜間例会
高知中央ＲＣ　12月20日㈭　クリスマス夜間例会
高知西ＲＣ　12月21日㈮　忘年夜間例会
高知ＲＣ　12月25日㈫　忘年夜間例会
高知ロイヤルＲＣ
　　　　　　12月25日㈫　クリスマス夜間例会
高知南ＲＣ　12月27日㈭　ロータリー休日
高知中央ＲＣ　12月27日㈭　ロータリー休日
高知西ＲＣ　12月28日㈮　ロータリー休日
高知北ＲＣ　12月31日㈪　ロータリー休日

● ニコニコ箱 ●

	ニコニコ	チビニコ	合　計
先週まで	572,160円	5,986円	578,146円
11月７日	51,600円	901円	51,600円
今期の累計	623,760円	5,986円	629,746円

●会長／寺尾正生　●幹事／松本隆之　●雑誌会報委員／中西克行・西山忠利・関　淑公
●例会日／毎週水曜日12：30PM〜1：30PM　●例会場／ザ クラウンパレス新阪急高知　(088)873-1111
●事務所／高知新聞放送会館１階　〒780－8572 高知市本町3－2－15　直通 (088)824-8660
ホームページアドレス(PC・携帯共通)http://www.kochi-east-rc.com
メールアドレス　事務局／hcrc@coffee.ocn.ne.jp　広報ＩＴ委員会／info@kochi-east-rc.com